

2025 年度 tetote 子ども助成支援制度 助 成 金 募 集 要 項

公益財団法人 tetote 教育財団

公益財団法人 tetote 教育財団（以下、本法人）では、tetote 子ども助成支援制度に基く、以下の助成金支給を行ってまいります。これをもって、子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことができる機会と環境づくりに寄与してまいります。

項 目	内 容
1 対象事業	(1) 子ども食堂運営事業 (2) 子どもの学習支援運営事業 (3) 子どもの体験活動及び実習事業 (4) その他、子どもの支援に関し必要と認められる事業
2 対象者	以下のすべてを満たす団体とします。 (1) 日本国内に活動拠点をもち、当該助成金の趣旨に適合する活動を行っているとして認められる非営利団体※別表 1。 (2) 団体の法人設立が申請年度時点で設立 10 年目未満の団体 (3) 日本国内において前条の子どもの居場所づくり事業（以下「居場所づくり事業」という。）を行うこと。 (4) 事業実施地域の住民が運営に携わり、代表者、運営スタッフ及び協力者等の人員が確保できること。 (5) 居場所づくり事業の参加者（事業の対象となる子どもをいう。以下同じ。）の費用負担が無料又は実費程度のものであること。 (6) 事業運営上、安全面及び衛生面について、適切な配慮がなされていること。 (7) 居場所づくり事業の参加者の個人情報適切に管理されていること。 (8) 地域へ適切な周知を図り、対象となる子どもの参加を促す取組を行えること。 (9) 日本の子どもの健全育成の取り組みを行えること。
3 助成金額、支給日	1 件あたり 20 万円、年間総額 200 万円を限度として、別表の金額を支給いたします。 助成金は、2025 年 9 月中旬～下旬に指定口座への振込支給いたします。

4 助成対象期間	下記どちらかの期間を申込時に選択 (1) 2025/4/1～2026/3/31 までの費用 (2) 2025/10/1～2026/9/30 までの費用
5 応募の手続	下記の書類を本法人に提出してください。 (1) 交付申請書（所定様式） (2) 助成事業計画書（所定様式） (3) 事業収支計画書（所定様式） (4) 定款又は会則 (5) 団体の活動実態が分かる書類 2 点以上（概ね 6 か月以内の写真・チラシ・パンフ・ポスター） (6) その他必要と認められる書類 応募書類は、採否に関わらず返却いたしません。
6 募集期間	2025 年 7 月 1 日～7 月 31 日 2025 年 7 月 31 日までに本法人に到着するよう郵送してください。持参による直接の応募は受け付けておりません。
7 選考・決定	2025 年 8 月 20 日～8 月 31 日において、本法人の選考委員会による書類選考を行い、理事会が決定します。
8 結果通知	2025 年 9 月上旬に本法人理事長より、書面にて通知いたします。 選考の経過及び決定の理由等はお答えいたしません。
9 取消し、中止、返還	助成対象者が以下に該当する場合は、助成金の支給決定の取り消し、支給の中止、又は助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができます。 (1) 助成金を他の用途へ使用したとき。 (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき (4) その他不正の行為があると認められたとき。
10 助成対象者の義務	助成対象者は、活動終了後 1 か月以内に活動成果・支出金額等について記載した「完了報告書」を提出いただきます。 本法人ホームページにて助成対象者の活動実績を公表いたします。
11 その他	助成金の支給実績に係る情報等（個人情報を除く）を本法人ホームページにて公表いたします。 詳細に関しましては、本法人ホームページをご覧ください。 https://tetote-kyoiku.com

別表 I

日本国内にて次の法人格を取得している団体

公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）など非営利活動・公益事業を行う団体

- ・任意団体（法人格のない団体）や株式会社等の営利法人からの申請は受け付けておりません。
- ・一般財団法人および一般社団法人については非営利性が徹底された法人のみ対象とします。